

5 教学健第10号  
令和5年4月4日

各都立学校長 殿

都立学校教育部学校健康推進課長  
上田直子  
(公印省略)

### 都立学校における飲料水に係る維持管理の徹底について（通知）

都立学校における飲料水に係る維持管理については、学校保健安全法、水道法及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律等に基づき、貯水槽の点検・清掃、給水末端における残留塩素等の日常管理等を行う必要があります。各学校において、学校職員、学校薬剤師及び建築物環境衛生管理技術者等が連携し、飲料水等の安全確保に努めてください。

つきましては、下記のとおり、各学校において飲料水に係る維持管理の徹底をお願いいたします。

#### 記

##### 1 施設の管理について

###### (1) 貯水槽の清掃

受水槽及び高置水槽等全ての貯水槽。1年に1回以上、定期的に実施。

###### (2) 貯水槽及びその周囲の点検

貯水槽の破損・亀裂の有無、マンホールの密閉・施錠、オーバーフロー管・通気管の防虫網の設置、貯水槽内部の状態、水槽周囲の整理整頓など

###### (3) 清掃記録、点検記録及び水質検査等の保存

保存の目安：5年間

##### 2 水質検査について

###### (1) 毎日検査を行う項目

色、濁り、臭い、味、残留塩素濃度

※ これらの項目は、学校環境衛生基準において、毎授業日に実施する検査項目とされていますので、他法令にかかわらず毎日検査します。

###### (2) 水質検査機関で行う検査

当課による業者委託又は予算配付により学校契約による委託で実施する。

###### (3) 水の異常を確認した場合

水質に異常を認めたときや水により健康を害するおそれがあると分かったときは、当課に連絡をするとともに、管轄の保健所に連絡してください。健康を害するおそれがあると分かったときは、直ちに給水を停止し、飲用しないよう周知する必要があります。

残留塩素濃度が検出されない場合や急激に低下した場合も、水が汚染されている場合がありますので、同様の対応を行ってください。

### 3 簡易専用水道検査（予算配付により実施）

受水槽の有効容量が 10 m<sup>3</sup>を超えるものは、水道法で「簡易専用水道」といい、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関による検査を毎年1回受検する義務があります。

#### (1) 対象となる学校

有効容量 10 m<sup>3</sup>を超える受水槽（簡易専用水道）を有する学校。ただし、述べ建築面積 8,000 m<sup>2</sup>以上の学校は除く（都内のみ）。

#### (2) 主な検査内容

- ・ 水槽等の外観検査（水槽等の点検、その周辺の状況についての検査）
- ・ 書類検査（設備等の関係図面、水槽の清掃記録、日常の点検・整備の記録等の検査）
- ・ 水質のチェック（給水栓における水の臭気、味、色、色度、濁度及び残留塩素の検査）

#### (3) 厚生労働省の簡易専用水道登録検査機関

別紙「簡易専用水道検査機関登録簿」のとおり（東京都が検査を行う区域に含まれているもののみ）

#### (4) 経費について

令和5年4月1日付けで学校保健給食費（環境衛生管理：細事業コード：9153-05）を予算配付しておりますが、学校契約となるか、センター契約となるかは、所管の学校経営支援センターの指示に従ってください。

#### (5) 述べ建築面積 8,000 m<sup>2</sup>以上の学校（ビル管校）について

上記(1)で、有効容量 10 m<sup>3</sup>を超える受水槽を有する学校のうち、受検対象外とした述べ建築面積 8,000 m<sup>2</sup>以上の学校については、毎年12月に「飲料水貯水槽等維持管理状況報告書」を健康安全研究センター又は管轄の保健所に提出することによって、当該検査の受検を免除されています（都外の学校は除く）。提出漏れのないよう注意してください。

### 4 適用される法令

対象条件	適用される法令
全ての学校	学校保健安全法（学校環境衛生基準）
有効容量 10 m <sup>3</sup> を超える貯水槽を有する学校	水道法
有効容量 10 m <sup>3</sup> 以下の貯水槽を有する学校	特別区：各区の小規模貯水槽水道条例 多摩地域：都の小規模貯水槽水道条例 (ただし、八王子市及び町田市は各市の条例)
述べ建築面積 8,000 m <sup>2</sup> 以上の学校	建築物における衛生的環境の確保に関する法律

※ 対象条件が合う法令は重複して適用

### 5 その他

児童生徒数の減少やリモート授業など使用水量の減少等で、残留塩素濃度が雑用水を中心に不適となる学校も散見され、細菌類の検出も懸念されます。別添「飲料水等の維持管理の徹底について」を参考に日常の水質検査について再度ご確認ください。

## 簡易専用水道検査機関登録簿(東京都が検査を行う区域に含まれているものに限る。)

令和4年4月1日現在

登録番号	氏名又は名称	住所	簡易専用水道の管理の検査を行う区域	簡易専用水道の管理の検査を行う事業所の所在地	担当部署tel
7	公益財団法人 日本建築衛生管理教育センター	東京都千代田区大手町1-6-1	東京都(島しょ部を除く。)	東京都港区三田1-4-28	03-5765-0505
9	一般財団法人 日本文化用品安全試験所	東京都墨田区東駒形4-22-4	東京都(島しょ部を除く。)、埼玉県の一部、千葉県の一部	東京都墨田区本所4-22-7	03-3829-2512
14	一般財団法人 北里環境科学センター	神奈川県相模原市南区北里1-15-1	東京都(島しょ部を除く。)及び神奈川県	神奈川県相模原市南区北里1-15-1	0427-78-9208
21	一般社団法人 埼玉県環境検査研究協会	埼玉県さいたま市大宮区上小町1450-11	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都(島しょ部を除く。)、神奈川県、新潟県(佐渡市及び岩船郡粟島浦を除く。)、山梨県、長野県及び静岡県(伊東市の初島の区域を除く。)	埼玉県さいたま市大宮区上小町1450-11	048-649-5115
22	一般財団法人 千葉県薬剤師会検査センター	千葉県千葉市中央区中央港1-12-11	埼玉県、千葉県、東京都(島しょ部を除く。)及び神奈川県	千葉県千葉市中央区中央港1-12-11	043-242-5940
77	一般社団法人 東京都食品衛生協会	東京都渋谷区神宮前2-6-1	埼玉県、千葉県、東京都(島しょ部を除く。)及び神奈川県	東京都板橋区徳丸1-19-10	03-3934-5824
79	一般社団法人 神奈川県保健協会	神奈川県横浜市中区山下町224-1	東京都(島しょ部を除く。)、神奈川県及び静岡県	東京都国立市富士見台3-33-1、神奈川県横浜市中区山下町224-1及び中郡二宮町中里731-1	045-661-0975
80	一般財団法人 東京顕微鏡院	東京都千代田区九段南4-8-32	埼玉県、千葉県、東京都(島しょ部を除く。)及び神奈川県	東京都千代田区九段南4-8-32、中央区豊海町5-1及び立川市高松町1-100-38	042-525-3186
82	一般財団法人 日本環境衛生センター	神奈川県川崎市川崎区四谷上町10-6	東京都(島しょ部を除く。)、神奈川県	神奈川県川崎市川崎区四谷上町10-6	044-288-4896
87	日本理化サービス株式会社	愛知県名古屋市千種区千種3-20-20	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都(島しょ部を除く。)、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び奈良県	東京都江戸川区鹿骨1-61-5Casa Primavera101、静岡県静岡市駿河区西島352-5、愛知県名古屋市千種区千種3-20-20及び三重県津市云瀧町涼本5427-15	052-733-3561
97	一般社団法人神奈川県貯水槽協会	神奈川県茅ヶ崎市松が丘1-6-83	東京都のうち八王子市、立川市及び町田市並びに神奈川県	神奈川県茅ヶ崎市松が丘1-6-83	0467-83-0605
106	日東化学工業株式会社	福岡県北九州市小倉南区徳吉東4-9-1	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都(島しょ部を除く。)、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県	福岡県北九州市小倉南区徳吉東4-9-1、福岡県福岡市博多区博多駅前3-10-2、沖縄県那覇市山下町28番36号及び広島県広島市安佐南区川内4-18-11	093-451-2711
107	株式会社総合水研究所	大阪府堺市堺区神南辺町1-4-6	埼玉県、千葉県、東京都(島しょ部を除く。)、神奈川県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県	東京都港区海岸2-6-30オカバ浜松町ビル6階及び大阪府堺市堺区神南辺町1-4-6	072-224-3532
112	株式会社 江東微生物研究所	東京都江戸川区西小岩5-18-6	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都(島しょ部を除く。)、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、長野県及び静岡県	東京都江戸川区西小岩5-18-6	03-3672-9171
124	東京環境衛生株式会社	東京都渋谷区広尾5-19-14卯月ビル10階	東京都(島しょ部を除く。)、埼玉県、千葉県及び神奈川県	東京都渋谷区広尾5-19-14卯月ビル10階	03-3442-4600
126	中央環境理研株式会社	山梨県南アルプス市小笠原6	東京都(島しょ部を除く。)、神奈川県、山梨県、長野県及び静岡県	山梨県南アルプス市小笠原6	055-283-6155
130	株式会社ケイ・エス分析センター	大阪府富田林市錦織南2-9-2	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都(島しょ部を除く。)、神奈川県、福井県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県及び広島県	大阪府富田林市錦織南2-9-2	0721-20-5611
133	株式会社科学技術開発センター	長野県長野市大字北長池字南長池境2058-3	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び岐阜県	長野県長野市大字北長池字南長池境2058-3	026-263-2010
143	株式会社環境技研	東京都板橋区板橋4-12-17	埼玉県の一部、千葉県の一部、東京都(奥多摩町、檜原村及び島しょ部を除く。)並びに神奈川県のうち横浜市及び川崎市	東京都板橋区板橋4-12-17	03-3962-1771
150	株式会社日本分析	東京都板橋区小豆沢2-26-14	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都(島しょ部を除く。)、神奈川県、山梨県、長野県及び静岡県	東京都板橋区小豆沢2-26-14	03-5914-4431
153	株式会社駿河環境検査センター	静岡県静岡市駿河区中島960-1	東京都(島しょ部を除く。)、神奈川県、山梨県、静岡県及び愛知県	静岡県静岡市駿河区中島960-1	054-260-6628
158	株式会社環境計量センター	静岡県静岡市駿河区下川原1-15-15	東京都(島しょ部を除く。)、神奈川県、山梨県、静岡県及び愛知県	静岡県静岡市駿河区下川原1-15-15	054-268-6763
159	株式会社HER	兵庫県加西網引町2001-39	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都(島しょ部を除く。)、神奈川県、福井県、山梨県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県	東京都千代田区神田小川町3-2-2、兵庫県加西網引町2001-39	
164	内藤環境管理株式会社	埼玉県さいたま市南区大字太田塙2051-11	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都(島しょ部を除く。)及び神奈川県	埼玉県さいたま市南区大字太田塙2051-11	
166	貯水評価研究所	新潟県妙高市大字 島256	新潟県、東京都(島しょ部を除く。)、埼玉県及び千葉県	新潟県妙高市大字 島256、埼玉県川口市長蔵1-8-5-303	

# 飲料水等の維持管理の徹底について（都立学校）

## ～施設担当職員が行う日常管理～



各学校で学校薬剤師や建築物環境衛生管理技術者の助言を受けながら学校職員が行う日常管理をまとめました。

### ①受水槽や高置水槽 がある学校



### ①飲料水の水質検査を毎日実施

- ▶ 色、濁り、臭い、味（異状ないこと）  
方法：透明なコップに汲んで官能検査
- ▶ 残留塩素濃度（0.1mg/l以上）  
方法：D PD試薬を使用しピンクに比色

### ②雨水を処理して雑用 水を作りトイレの水洗 等に使用している学校



### ②雑用水の水質検査を週1回実施

- ▶ pH、臭気、外観  
方法：透明なコップに汲んで官能検査
- ▶ 残留塩素濃度または水温(°C)  
方法：D PD試薬を使用しピンクに比色

### ③中央式給湯使用 (給湯水の水質検査を 年2回実施) ビル管校



### ③給湯水の水質検査を週1回実施

- ▶ 色、濁り、臭い、味  
方法：透明なコップに汲んで官能検査
- ▶ 残留塩素濃度または水温(°C)  
方法：D PD試薬を使用しピンクに比色

# 残留塩素等検査実施記録票 (例)

飲料水

ビル名	
実施月	年 月分

点検日時			検査者	検査場所(遊離 残留塩素)					備考
日	曜日	時刻		遊離 残留塩素	色	濁り	臭い	味	
1		:							
2		:							
3		:							
4		:							
5		:							
6		:							
7		:							
8		:							
9		:							
10		:							
11		:							
12		:							
13		:							
14		:							
15		:							
16		:							
17		:							
18		:							
19		:							
20		:							
21		:							
22		:							
23		:							
24		:							
25		:							
26		:							
27		:							
28		:							
29		:							
30		:							
31		:							

# 雜用水残留塩素等検査実施記録票(例)

年 月分

点検日時			検査者	検査場所* ( )				備考
日	曜日	時刻		遊離 残留塩素	pH値	臭気	外観	
1		:						
2		:						
3		:						
4		:						
5		:						
6		:						
7		:						
8		:						
9		:						
10		:						
11		:						
12		:						
13		:						
14		:						
15		:						
16		:						
17		:						
18		:						
19		:						
20		:						
21		:						
22		:						
23		:						
24		:						
25		:						
26		:						
27		:						
28		:						
29		:						
30		:						
31		:						

\*原則として末端給水栓とする。

濁度・大腸菌については、別途に1回／2月ごと検査を実施する（使用用途が水洗便所の場合は大腸菌のみ）。

# 残留塩素等検査実施記録票 (例)

給湯水

ビル名	
実施月	年 月分

点検日時			検査者	検査場所(遊離残留塩素)					備考※
日	曜日	時刻		遊離 残留塩素	色	濁り	臭い	味	
1		:							
2		:							
3		:							
4		:							
5		:							
6		:							
7		:							
8		:							
9		:							
10		:							
11		:							
12		:							
13		:							
14		:							
15		:							
16		:							
17		:							
18		:							
19		:							
20		:							
21		:							
22		:							
23		:							
24		:							
25		:							
26		:							
27		:							
28		:							
29		:							
30		:							
31		:							

実施方法 : (DPD 法・ )

※必要に応じて給湯水の温度を記入